

# 益田市民吹奏楽団 選挙管理委員会の手引き

## 1. 選挙管理委員会の設置について

- ・ 益田市民吹奏楽団は、役員を選出を行うために、選挙管理委員会を設置します。
- ・ 選挙管理委員会は、団長選挙および副団長選挙を管理、運営することを目的とします。
- ・ 選挙管理委員会は選挙管理委員（以下、委員）をもって組織します。委員は2名とし、その内1名を委員長とします。
- ・ 委員の任期は、次期委員の任命までとします。次期委員は委員長が選任します。
- ・ 委員は被選挙権を持たないこととします。

## 2. 選挙管理委員会の業務について

- ・ 選挙管理委員会の主な業務は次の5つです。
  - ① 役員選出のための選挙の告示をすること。
  - ② 立候補届を受理し、立候補者を団員に知らせること。  
選挙が団員の互選となる場合は、その旨を団員に知らせること。
  - ③ 投票および開票の管理と、投票の有効と無効の判定をすること。
  - ④ 投票結果について団員へ報告すること。
  - ⑤ 総会で当選者について報告すること。
- ・ その他、選挙に必要な事項があれば行います。

## 3. 選挙権・被選挙権について

- ・ 選挙権（役員を選挙で選ぶことのできる権利）は、すべての団員が持ちます。
- ・ 被選挙権（選挙に出て役員になる資格）は、委員を除くすべての団員が持ちます。  
ただし、告示後に入団した団員は対象外とします。

## 4. 選挙の告示について

- ・ 選挙の告示は、次の5つの事項を明示して、投票日の1ヶ月以上前に行うこととします。  
また、選挙は次期総会開催日の2週間前までに完了させることとします。
  - ① 立候補受付期間
  - ② 投票日
  - ③ 期日前投票（期間と方法）
  - ④ 開票日
  - ⑤ その他必要事項（あれば）

## 5. 立候補および選挙方法について

- ・ 団長または副団長に立候補する団員は、立候補受付期間内に委員長に届け出ることとします。
- ・ 立候補受付期間を過ぎても立候補者がいない場合は、団員の互選とします。

## 6. 投票開票および当選者の決定について

- ・ 投票は単記式無記名投票とします。
- ・ 開票にあたっては、立会人を置くことができます。
- ・ 立候補者が1名の場合は、投票者の過半数以上の得票をもって当選とします。過半数を満たさない場合は、団員の互選により再投票を行うこととします。
- ・ 立候補者が2名以上の場合は、得票数の1番多い者を当選とします。
- ・ 団長・副団長ともに互選の場合、得票数の1番多い者を団長とし、次点2名を副団長とします。
- ・ 得票が同数の場合は、上位得票者について再投票（決選投票）を行うこととします。

## 7. 選挙終了後の流れ

- ・ 当選者の決定後、役員は引き継ぎを行い、総会の承認をもって新旧交代をします。
- ・ 総会で役員選出が完了した後、委員長は次期委員を任命することができます。

2023年2月22日作成